

12. 変わる！ 子ども・子育て支援新制度

1) 「待機児童解消加速化プラン」を活用した対策

女性の社会進出が進み、女性の就労者が増えています。それに伴い保育需要が高まり、保育体制の整備が追いつかず待機児童が減りません。福岡市でも待機児童対策を進めており、2013年度は2014年4月時の待機児童ゼロを目指して1,900人分の保育を確保するとしました。しかし待機児童の解消はできず、昨年12月議会では待機児童対策として年度内に350人増やす計画を出しました。福岡市は待機児童対策として国の「待機児童解消加速化プラン」の補助制度（国2/3、県1/4、市1/12）を活用して3歳未満児を対象に整備を行うとしました。

まず、保育士資格を持つ保育ママが賃貸アパートの一室などを使い、家庭的な環境の中で5～6人の乳幼児を保育する「保育ママ制度」、保育ママ制度を拡大したもので12～18人の乳児を預かる「小規模保育事業」で、150人の乳児を預かる計画にしています。

また、国の「待機児童解消加速化プラン」において、幼稚園の人材や施設を活用した「預かり保育」の拡充による待機児童解消のメニューが示されており、幼稚園で行う「長時間預かり保育」を活用する計画を福岡市は立てました。具体的には幼稚園の通常の教育時間を含め、1日11時間以上開園し、土曜日、長期休業日においても長時間預かり保育や3歳未満児の保育を行うものです。これによって、幼稚園において保育所に入所できなかった1～2歳児を200人受け入れる計画を立てました。しかし、市は幼稚園に申し入れています、受託の返事を得ているわけではありません。幼稚園での体制が整っておらず、私は拙速な施行はやめるよう求めました。

一方、多様化する保護者のニーズに対応するため、通常の保育時間終了後も延長して預かる「延長保育」、日曜や祝日等も預かる「休日保育」、また最長深夜2時まで預かる「夜間保育」、パートなど短時間勤務や隔日勤務などの就労形態に対応する「特定保育」など、多様な保育サービスを拡充します。これらの「待機児童解消加速化プラン」は2015年度から始まる「子ども・子育て支援制度」の前倒しです。

2) 2015年から始まる「子ども・子育て支援制度」への対応

(1) 複雑な制度に

2015年から「子ども・子育て支援制度」が始まります。民主党政権時から進められてきましたが、当初の計画では保育園と幼稚園を一体化させた「こども園」に一本化する予定でした。しかし、児童福祉法によってこれまでは自治体が保育の責任を持つとされていましたが、利用者と事業者の直接関係になると自治体の保育に対する責任が放棄されるとして、根強い反対がありました。

安倍政権の見直しで、幼稚園は4種類、保育所は3種類と複雑化します。従来どおり自治体が保育の責任を負う形も残りますが、新制度下の事業者は国が認可・認定を行い、保護者は事業者と直接契約することになります。

保護者は市から「保育の必要性」と「保育必要量」の認定を受け、「認定証」を交付してもらいます（父母の住所や職業などがすべてデータ化され、個人情報の管理が一段と進みます）。

市は利用調整やあっせん、要請はしますが、保護者は直接事業者と契約します。要件認定には市の責任が生じますが、入所決定については市の責任は生じない仕組みです。

幼稚園 新施設名	認可認定を する機関	財源	保育園 新施設名	認可認定を する機関	財源
幼稚園	文科省	文科省/ 私学助成	保育所	厚労省	内閣府/市 町村委託費
給付対象 幼稚園	文科省	内閣府/ 施設型給付	保育所型 認定こども園	厚労省	内閣府/ 施設型給付
幼稚園型 認定こども園	文科省	内閣府/ 施設型給付	幼保連携型 認定こども園	内閣府	内閣府/ 施設型給付
幼保連携型 認定こども園	内閣府	内閣府/ 施設型給付	—	—	—

(2) 補助制度が個人給付に

これまで幼稚園や保育園は社会福祉法人か学校法人でなければ事業はできませんでした。子ども・子育て支援制度は株式会社の参入を認めています。法律制定後すでに保育事業に株式会社の参入が認められていましたが、多くの自治体が参入を拒否してきました。しかし2015年以降は、保育需要に施設が足りない自治体は参入を拒否できないとされています。

制度変更の最も大きな点は、これまでの補助金は施設整備や運営費に用途が制限されていましたが、2015年以降はそれがなくなり、利用者個人（保護者）への現金給付に変わります。ただし個人給付とは言っても、それを受け取るのは事業者です（代理受領）。そのため、保護者からの利用料や国からの給付金は用途に制限がなくなり、収益は子どものためではなく他の事業にも使うことが可能になります。

事業者は利用者に付加価値を付けて収益を上げていくことが予想されます。利用料は公定価格として国が基準を決めますが、事業者の裁量で設定でき、家庭の経済事情で保育や教育に格差が拡大することになります。

(3) 課題は保育の質を落とさないこと

子ども・子育て支援法では、市も2013年度中に「子ども・子育て支援会議」を設置し、2014年秋までには許認可の基準等に関して必要事項を条例にし、2014年秋には子どもの資格認定、事業者の確認・認可作業など新制度導入の準備を始めなければならないとされています。対象事業は児童館を除く13事業で、これまで自治体ごとに独自に実施されてきた学童保育も法的に制度化されます。

福岡市では昨年、子ども・子育て支援会議設置条例が作られました。この会議は設置基準や事業認可を行う重要な会議であり、私は当事者や公募市民をできるだけ多く委員にすることを求めました。しかし公募市民は1名にとどまるなど、課題が残る状況です。保育の質を落とさないよう、市民の声を反映させていく仕組みが必要です。